

和泉市中小企業事業資金利子補給金 融資登録書

申請日 年 月 日

住 所 (本社所在地)	〒										
営業所住所	〒										
フリガナ											
事業所名											
フリガナ									印		
代表者名											
電話番号	() 又は携帯番号 ()										
今回新規に借入した 融資の種類	①開業・スタートアップ応援資金（開業資金・地域支援ネットワーク型） ②小規模資金 ③和泉市中小企業融資制度 ④女性、若者／シニア起業家資金 (該当する種類の番号に○をしてください)										
融 資 金 額			百万			千				円	
融資利率				%	保証料率（①②③の場合）				%		
借入年月日（融資日）				元金返済開始日				最終返済期日			
年 月 日				年 月 日				年 月 日			
第 1 回目又は最終返済元金額				円		第 2 回目以降返済元金額					円
貸付実行金融機関名・支店名				銀 行 信用金庫 信用組合 そ の 他		支 店 出 張 所					

◇利子補給対象融資の確認のため、本市が大阪府、株式会社日本政策金融公庫（旧称：国民生活金融公庫）及び金融機関等へ上記内容等の照会をすることについて承諾されますか。（どちらかに○をしてください）

承諾する

承諾しない



利子補給対象となる融資がありましたら利子補給申請時期に書類を送付しますので、申請期限までにご提出ください。 提出書類に不明な点等があれば直接、大阪府、日本政策金融公庫及び金融機関等に照会いたします。	利子補給対象融資に関する確認については、事業者宛てに確認させていただきますので、その際には必ずご回答いただきますようお願いいたします。 なお、回答のない時、あるいは連絡がつかない時には、利子補給の対象とならない場合があります。
--	--

◇条件等

- ・今回登録された融資が利子補給対象融資制度に該当し、補給対象者となる場合、毎年 1 月 1 日～1 2 月 3 1 日の間に返済した利子を対象に補給期間は 3 年間とする。
- ・約定返済の遅延が 2 回以上あるとき、当初の返済条件を変更したとき、事業を休止し又は廃止したときは交付申請不相当と認め融資登録を抹消するものとします。
- ・一事業主が複数の対象融資を受けている場合には、当初の借入額の合計額のうち、5 0 0 万円までを利子補給の対象とします。融資額 5 0 0 万円以上の方については、新規融資は利子補給対象外ですが、先に借りた融資に対する利子補給対象期間終了後には利子補給対象融資となります。したがって、今回登録された融資が利子補給対象融資にならない場合があります。